

公営エネルギー事業の現状



平成 2 7 年 8 月 1 8 日

総務省公営企業経営室

課長補佐 福西 竜也

本日の内容

1 電気事業

- 1-1 公営電気事業の概要 (PP.3-9)
- 1-2 公営電気事業の経営状況 (PP.10-14)
- 1-3 再生可能エネルギーの状況 (PP.15-22)

2 ガス事業

- 2-1 公営ガス事業の概要 (PP.23-28)
- 2-2 公営ガス事業の経営状況 (PP.29-33)

3 システム改革

- 3 電力・ガスシステム改革への対応について (PP.34-38)

1 - 1 公営電気事業の概要

公営電気事業の沿革と目的

戦前

- 明治24年、京都市が水力発電を行ったことに始まり、その後、各地で公営電気事業が設置され、一般の需要に応じて電気を供給。

戦時中

- 戦時体制下における電力の国家管理により、国内全ての電力施設を日本発送電株式会社(昭和14年設立)及び各配電会社(昭和17年、ブロック別に9社設立)に吸収・合併。

戦後

- 昭和25年11月、民営の9電力会社により、発電や送変電、一般需要家へ電力供給を一貫して行うこととなり、公営電気事業者は、国土の総合的な開発、利用、保全のための河川総合開発事業に参画することにより卸売供給へと事業形態を変更。

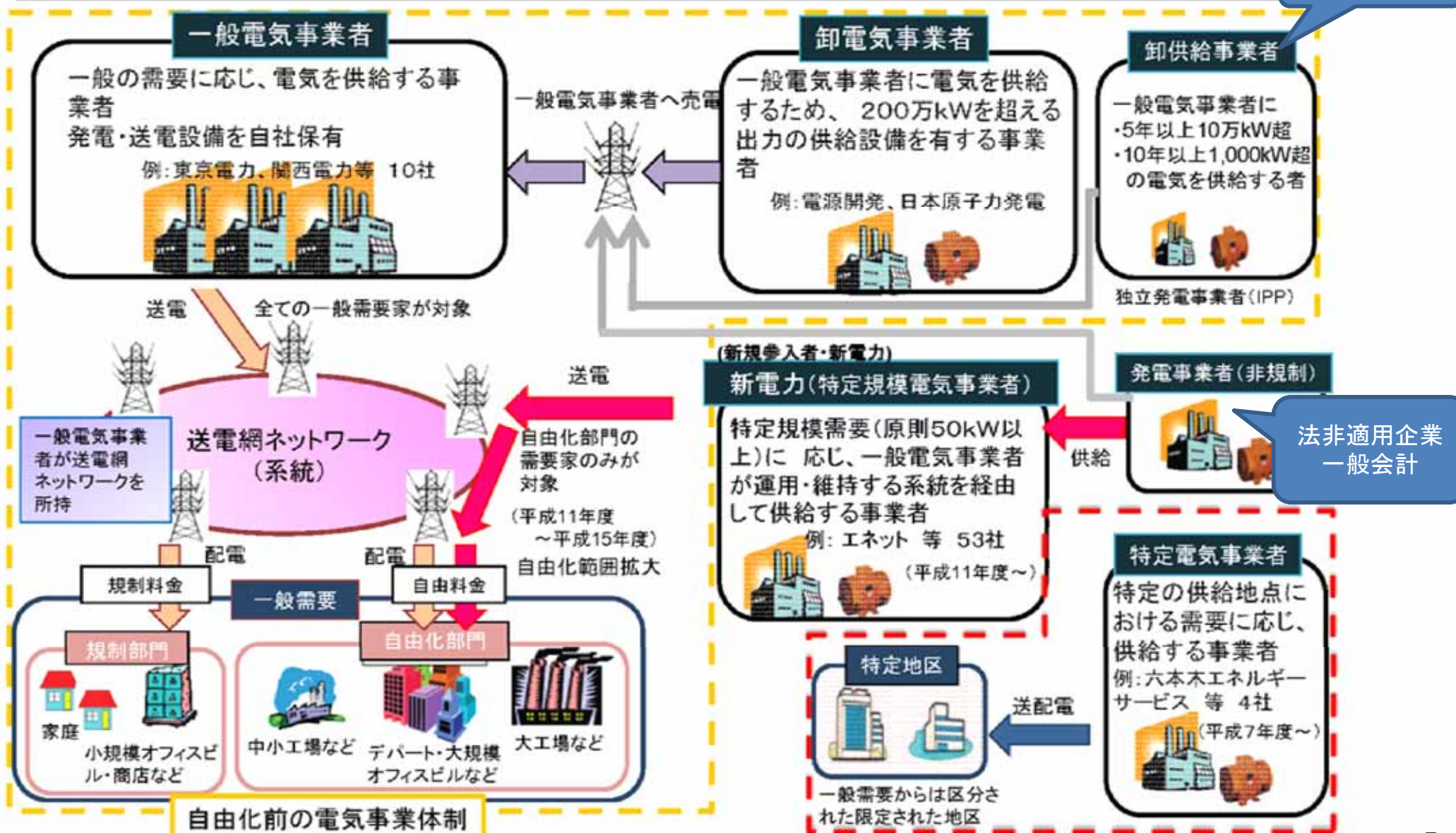
現在

- 公営電気事業者の行う水力発電は、純国産のクリーンエネルギーとして注目。
- このほか、風力発電や太陽光発電といった再生可能エネルギーの開発を通じ、地球温暖化防止の取組にも貢献。

2-1. 電力供給の仕組み(制度の紹介)

○日本の電気事業者は、累次の電気事業制度改革により多様化し、現在のところ、一般電気事業者の他、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者(新電力)等が存在しています。

法適用企業



地方公共団体の行う電気事業について(現行)

電気事業法上の「電気を供給する事業」

公企法・地財法の電気事業(特会設置義務)

地方公営企業法の 規定を適用する 電気事業 (法適用事業)

電気事業法に定める電気事業
及び卸供給

- ①一般電気事業
- ②卸電気事業
- ③特定電気事業
- ④特定規模電気事業
- ⑤卸供給 (公営電気事業はこれのみ)

28団体

地方公営企業法の 規定を適用しない 電気事業 (法非適用事業)

【定義】

「売電という一定のサービスの
対価としての収益を得、かつ、
維持補修期間を除き、ほぼ通年
継続的、反復的な売電を実施し
ている事業」

51団体

H25決算統計ベース

一般会計等で実施する 電気事業

・左記の電気事業の定義に該当
しない発電事業

(例)

自家消費を主たる目的とした公
共施設等での太陽光発電 等

多数

【参考】電気事業法(昭和39年7月11日、法律第170号)(抄)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

9 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。

11 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く。)であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

電気事業法施行規則(平成7年10月18日、経済産業省令第77号)(抄)

第3条 法第2条第1項の経済産業省令で定める電気の供給は、次のとおりとする。

1 供給の相手方たる一般電気事業者との間で10年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が1,000キロワットを超えるもの

2 供給の相手方たる一般電気事業者との間で5年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が10万キロワットを超えるもの

法適用の電気事業と法非適用の電気事業

H25決算統計ベース

法適用事業

- 電気事業法に定める卸供給事業として、電力会社へ売電。
- ダムを利用した大規模水力発電が中心。

全国の状況

事業数

28事業(都道府県:26、市町村:2)

経営状況

経常収益 755億円 経常費用 631億円 経常損益 124億円
(経常利益を出した事業:26団体、経常損失を出した事業:1事業)
1団体は建設中。

個別事業の状況

事業名

神奈川県電気事業 (神奈川県:人口912万人)

経営状況

経常収益 76億円 経常費用 70億円 経常利益 6億円

発電所数、最大出力(売電先)

14箇所、356,585kW(東京電力(株))
公営電気事業最大の出力

神奈川県電気事業
城山ダム



法非適用事業

- 売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除き、ほぼ通年継続的、反復的な売電を実施している事業(電気事業法上の卸供給に該当しない)。
- 風力発電、ごみ発電、太陽光発電などが中心。

全国の状況

事業数

51事業(県:1、指定都市:4、市町村42、一部事務組合:4)

経営状況

総収益 96億円 総費用 47億円
資本的収入 52億円 資本的支出 75億円 実質収支 39億円
(稼働中の事業全て(46事業)が実質収支で黒字を計上)

個別事業の状況

実施団体

福岡県北九州市 (福岡県北九州市:人口96万人)

経営状況

総収益 17億円 総費用 6億円
資本的収入 6億円 資本的支出 7億円 実質収支 22億円

発電所数、最大出力(売電先)

ごみ発電所2箇所、スーパーごみ発電1箇所、太陽光発電1箇所
67,340kW(九州電力(株))

福岡県北九州市
皇石崎工場
(こうがさき)



電気事業 実施団体一覧

平成26年3月現在

法適用企業							法非適用企業							
都道府県名	団体名	水力	廃棄物		風力	太陽光	都道府県名	団体名	水力	廃棄物		風力	太陽光	
			スラバーごみ	RDF						ごみ	スラバーごみ			
北海道		○					北海道	函館市				○		
								せたな町				○		
								寿都町				○		
								苫前町				○		
								十勝環境複合事務組合		○				
	青森県													
	岩手県	○			○			北上市				○		
	宮城県													
	秋田県	○						秋田市		○				
	山形県	○				○		庄内町				○		
福島県								天栄村				○		
茨城県	美浦村													
栃木県	栃木県	○				○								
群馬県	群馬県	○	○		○	○		前橋市				○		
埼玉県								桐生市		○				
								太田市				○		
								みどり市				○		
								榎東村				○		
								中之条町				○		
	埼玉県													
	千葉県							香取市				○		
	東京都	東京都	○											
	神奈川県	神奈川県	○			○		横浜市				○		
新潟県	新潟県	○				○		上越市						
富山県	富山県	○						黒部市	○					
石川県	金沢市	○						富山地区広域圏事務組合		○				
福井県								内灘町			○			
山梨県	山梨県	○										○		
長野県	長野県	○						松城地区広域施設組合		○				
岐阜県								岐阜市		○				
								多治見市		○				
静岡県								静岡市			○			
								東伊豆町		○		○		
愛知県														
三重県	三重県	○		○										
滋賀県														
京都府	京都府	○			○			京丹後市				○		
大阪府								堺市		○				
兵庫県	兵庫県					○		奥北環境整備施設組合						
								尼崎市		○		○		
奈良県														
和歌山県														
鳥取県	鳥取県	○			○	○		鳥取市				○		
島根県								北栄町				○		
								大山町				○		
								南都町					○	
								出雲市		○		○		
岡山県	岡山県	○				○		北広島町	○					
広島県														
山口県	山口県	○												
徳島県	徳島県	○				○								
香川県														
愛媛県	愛媛県	○						伊方町				○		
高知県	高知県	○			○			土佐清水市				○		
								梶原町				○		
								三原村				○		
福岡県	福岡県	○						北九州市	○	○		○		
佐賀県														
長崎県								平戸市				○		
熊本県	熊本県	○			○			上天草市				○		
								産山村				○		
大分県	大分県	○				○		豊後大野市				○		
宮崎県	宮崎県	○						都城市	○					
鹿児島県								椎葉村	○					
沖縄県														
合計	28	26	1	1	7	11		合計	51	5	12	2	18	17

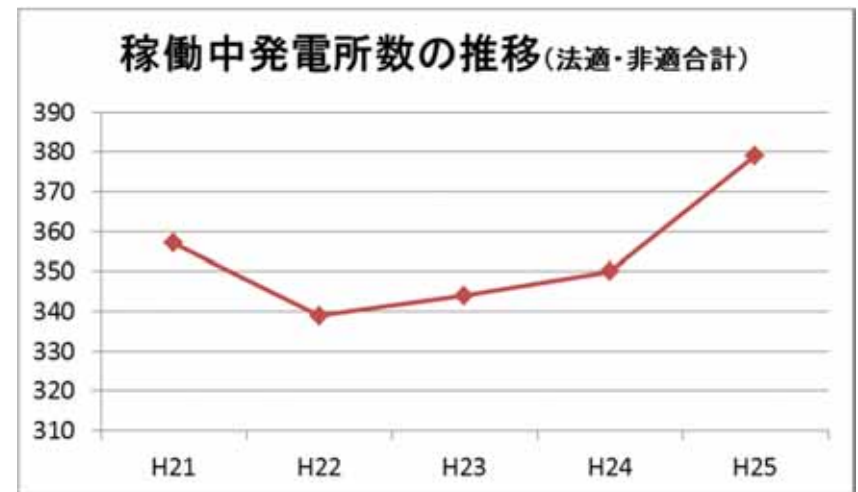
※建設中のものを含む。
※1団体で2以上の施設を有する団体もある。
※「スラバーごみ」は、高効率廃棄物発電、「RDF」は、ごみ固形燃料発電をいう。

事業数及び発電所数の推移

★平成22年度までは、事業実施団体数、発電所数ともに、民間譲渡の進展等もあり、減少傾向にあったが、近年は再生可能エネルギー固定価格買取制度創設の影響もあって、増加に転じている。

			H21	H22	H23	H24	H25
法 適	事業実施団体数		29	26	26	26	28
	発 電 所 数	合計	308	293	298	302	314
		水力発電	292	281	285	288	287
		ごみ発電	0	0	0	0	0
		スーパーごみ発電	1	1	1	1	1
		ごみ固形燃料発電	1	1	1	1	1
		風力発電	14	10	10	10	10
		太陽光発電	0	0	1	2	15
法 非 適	事業実施団体数		38	37	37	39	51
	発 電 所 数	合計	49	46	46	48	65
		水力発電	3	3	3	5	5
		ごみ発電	18	15	15	15	15
		スーパーごみ発電	2	2	2	2	2
		ごみ固形燃料発電	0	0	0	0	0
		風力発電	26	26	26	24	23
		太陽光発電	0	0	0	2	20
合 計	事業実施団体数		67	63	63	65	79
	発 電 所 数	合計	357	339	344	350	379
		水力発電	295	284	288	293	292
		ごみ発電	18	15	15	15	15
		スーパーごみ発電	3	3	3	3	3
		ごみ固形燃料発電	1	1	1	1	1
		風力発電	40	36	36	34	33
		太陽光発電	0	0	1	4	35

※発電所数は、稼働中の施設のみを集計している。



1 - 2 公営電気事業の経営状況

公営電気事業の経営の現状

- 現在、公営電気事業者は、おおむね一般電気事業者と卸供給契約を締結し、総括原価方式()に基づく長期安定的な電力供給を実施。
総括原価方式…事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(卸供給料金算定規則より)
- 契約については、一般電気事業者と随意契約を行っている団体が多いが、一部の団体では競争入札により新電力と売電契約を行っている団体もあり、後者の方が契約単価が高い傾向にある。
(平成24年4月25日付総務省自治行政局行政課長通知「地方公共団体が行う売電契約について」及び平成26年7月4日付総務省自治行政局行政課長通知「地方公共団体が行う売電契約について」にて、地方公共団体が行う売電契約については一般競争入札により締結することが原則とされていることを通知済み)
- 再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)を利用している団体は、より高い単価で売電契約を行っている。

契約状況

- 法適用公営電気事業者 → 28団体のうち、27団体が一般電気事業者と随意契約
東京都(全ての発電所)、神奈川県(一部の発電所)、三重県(一部の発電所)、は平成25年度から一般競争入札により新電力と契約。
さらに、平成26年度からは山梨県(一部の発電所)、岩手県(一部の発電所)が一般競争入札により新電力と契約。
- 法非適用公営電気事業者 → 51団体のうち35団体が一般電気事業者と随意契約、11団体(秋田市、桐生市、横浜市、富山地区広域圏事務組合、北杜市、松塩地区広域施設組合、岐阜市、静岡市、泉北環境整備施設組合、尼崎市、北九州市)が競争入札により新電力と契約。
このうち、富山地区広域圏事務組合、尼崎市は一般電気事業者とも契約している。残りの団体は随意契約で新電力と契約している団体、または特定供給等をおこなっている団体。
- 契約単価の平均については、FIT適用で新電力22.85円、一般電気事業者27.45円。FIT適用以外のものが新電力15.81円、一般電気事業者7.49円である。
平成25年度決算統計ベース

- 電力システム改革により小売全面自由化及び料金規制の撤廃。

他の民間業者との競争に基づく売電価格で電力供給を実施することに。

公営電気事業(法適用)の損益の状況(平成25年度決算)

- 全事業を合計して見ると、純損益、経常損益ともに黒字を計上。
- 個別に見ると、純損失を生じている団体が2団体、累積欠損金を有する団体が3団体あるが、額としては小さく、総じて経営状況は安定している。
- なお、純損失、累積欠損金を生じたのは、施設の撤去や機器の故障など、特殊要因によるものである。

(単位: 百万円)

総収益	75,671
経常収益	75,527
営業収益	72,707
うち料金収入	70,384
うち他会計負担金	-
国庫(県)補助金	110
他会計補助金	119
特別利益	143
総費用	63,750
経常費用	63,097
営業費用	59,660
うち職員給与費	15,494
うち減価償却費	16,166
支払利息	3,053
特別損失	653

経常損益	12,430
経常利益(26団体)	12,471
経常損失(1団体)	41
特別損益	△510
純損益	11,921
純利益(25団体)	12,100
純損失(2団体)	180
累積欠損金(3団体)	2,511
不良債務	-
経常収支比率	119.7
総収支比率	118.7

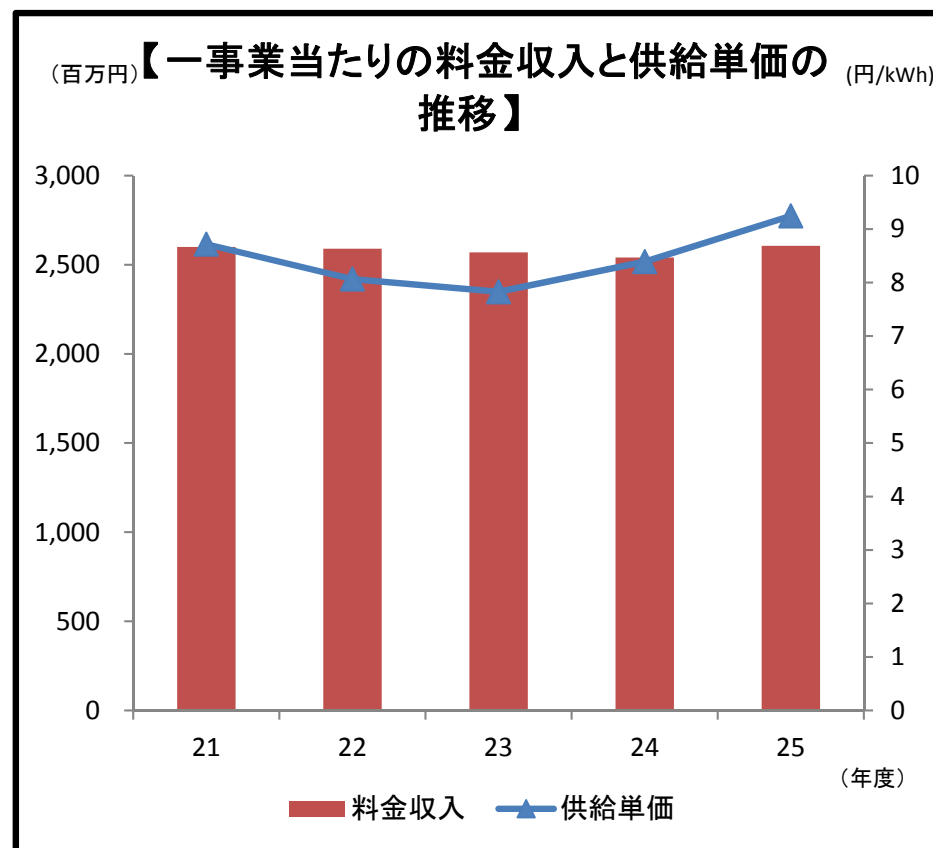
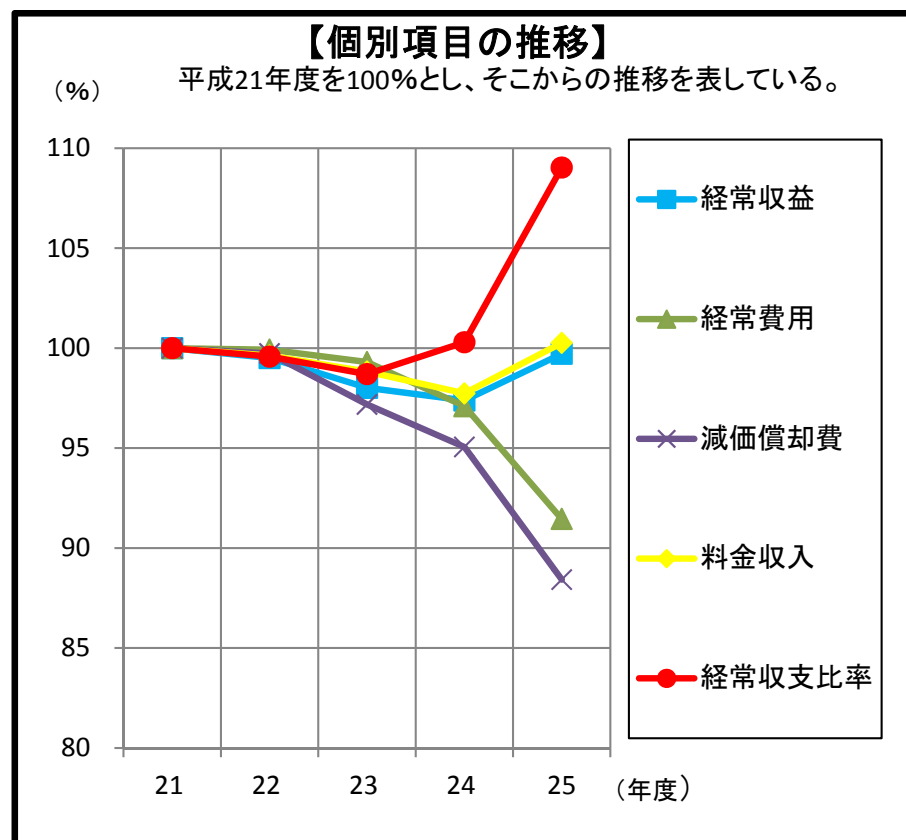
※H25 年度末時点で建設中の団体あり(1団体)

H25年度決算統計ベース

公営電気事業(法適用)の損益の推移(H21～25)

- 経常損益において、過去5年間黒字を計上し、平成24年度から平成25年度にかけては大幅な増(前年度比90.7%増)となっている(平成24年度:約65億円 平成25年度:約124億円)。
- 総括原価方式()により、営業費用と適正な利潤である事業報酬の合計を料金として算定できるので、経営状況が安定していることに加え、平成25年度は再生可能エネルギー固定価格買取制度の影響により黒字が増加している。

総括原価方式による料金算定方法=営業費用+事業報酬-控除収益(電気料金以外の収入)



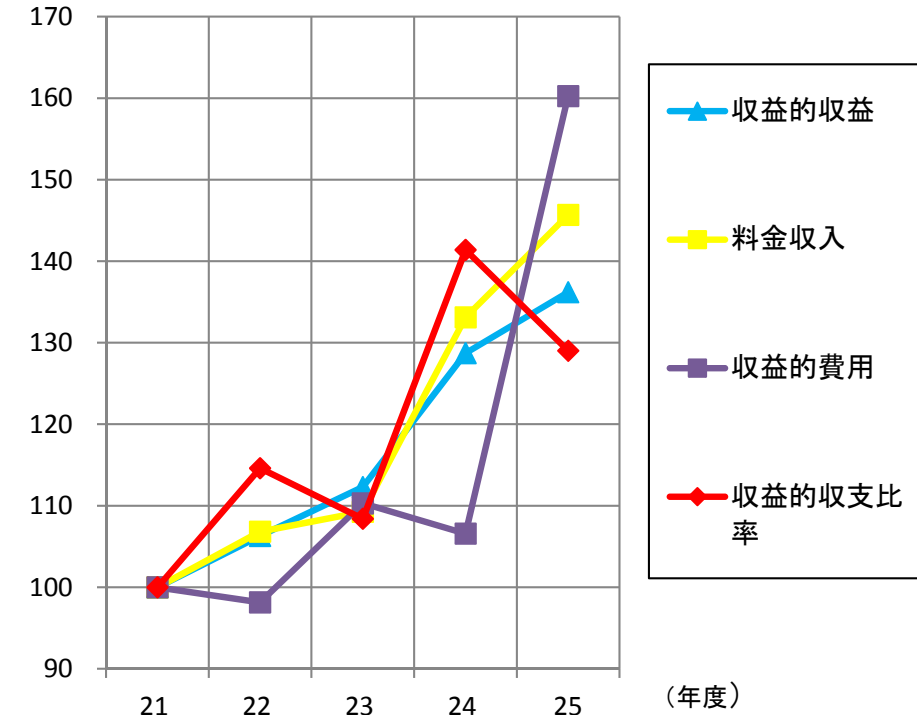
平成25年度において事業を実施している事業者の過去5年間の数値の推移

公営電気事業(法非適用)の損益の推移(H21～25)

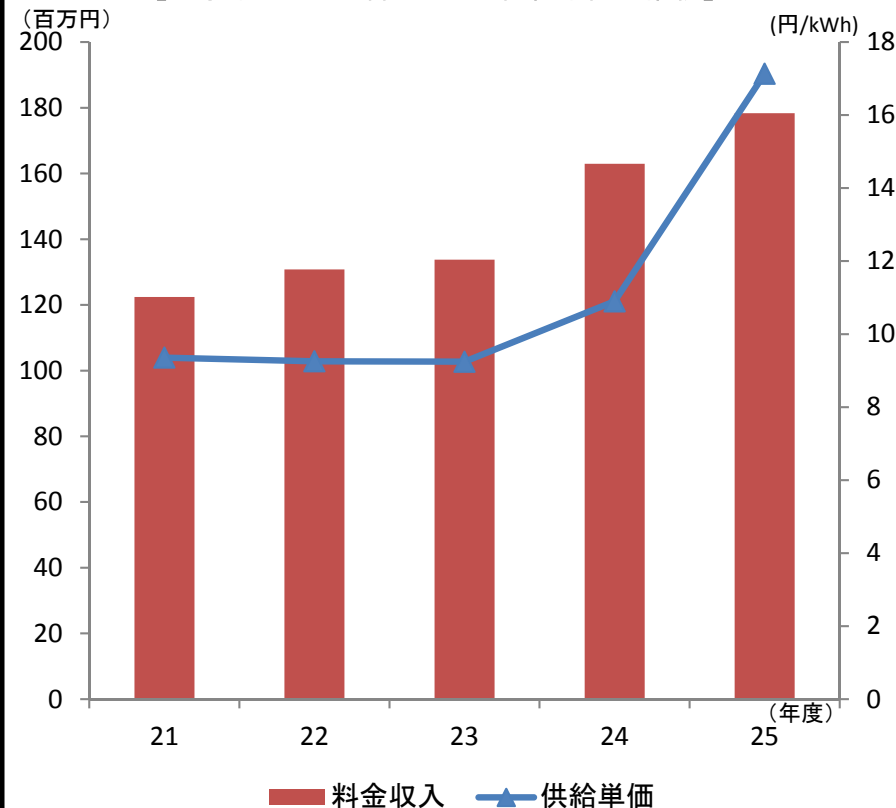
- 経常損益において、**過去5年間黒字**を計上している。平成24年度以降は**再生可能エネルギー固定価格買取制度**の導入等による料金収入の増加に伴い**大きく増加**している。
- 事業者数について、**再生可能エネルギー固定価格買取制度**の導入に伴い、新たに電気事業を始めた団体が平成25年度に**12団体**あり、平成26年度も増加することが予想される。

【個別項目の推移】

(%) 平成21年度を100%とし、そこからの推移を表している。



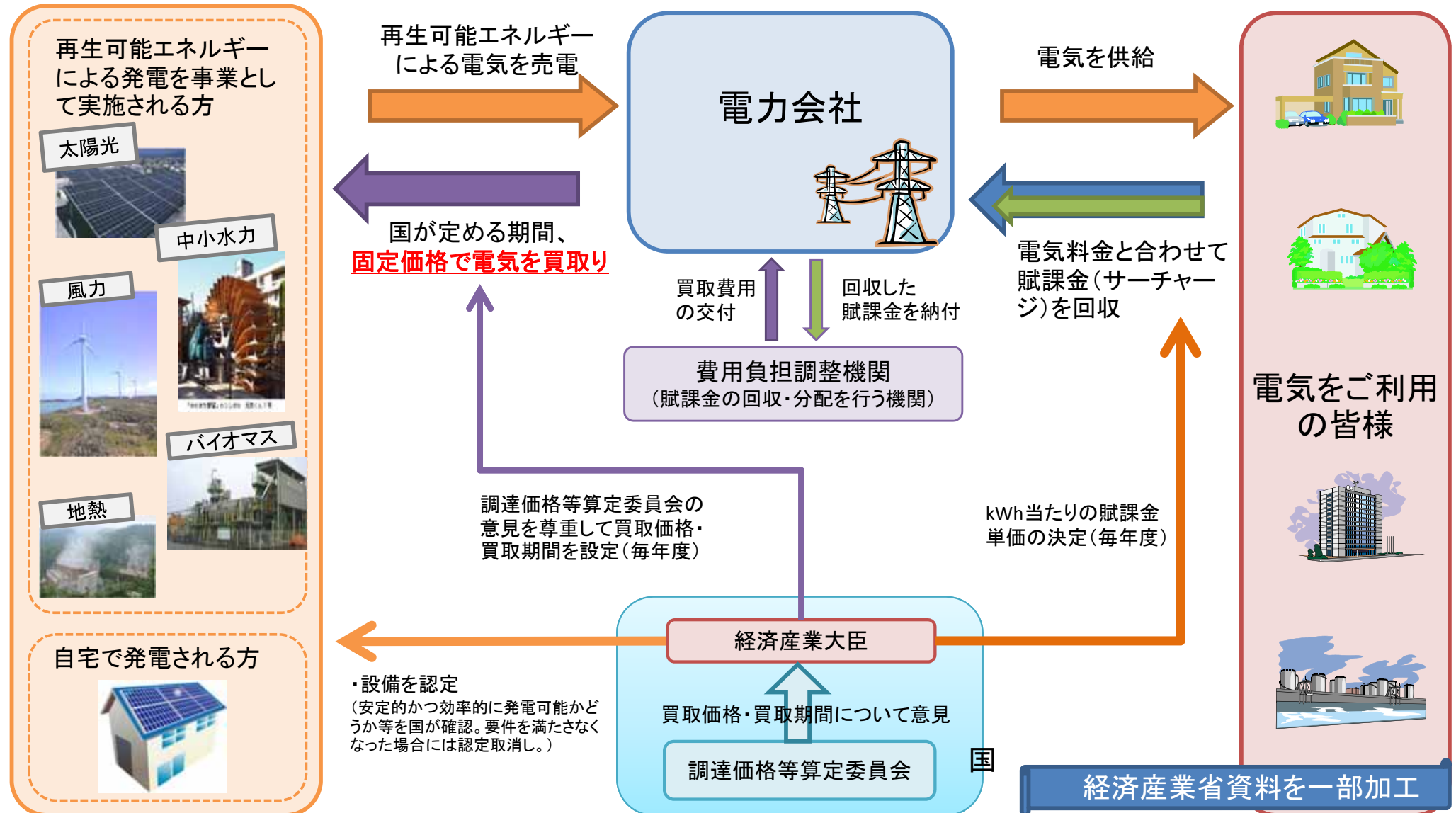
【一事業当たりの料金収入と供給単価の推移】



1 - 3 再生可能エネルギーの状況

再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) について

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。



FITによる買取価格・期間の推移

- 再生可能エネルギー源を用いて発電した電気は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成24年7月施行)により、国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務づけ。
- 法施行後3年間は、供給者が受ける利潤に特に配慮することとされていた。(同法附則第7条)

★ そのため、買取単価は、これまでの売電単価と比べ、非常に高いものとなっている。

(H25決算におけるFIT非認定の売電単価の最高値は一般電気事業者で11.6円、新電力で16.09円)

- ★ 平成27年度以降は、法附則に定める「特に配慮」の期間外となるが、それでもなお、通常の売電価格よりは高く設定されている。
- ★ しかし、平成26年度に発生した接続保留の問題、買取価格の下落や制度の見直し等が、今後、公営企業の太陽光発電導入にも影響を与える可能性がある。

買取価格 期間の推移

H24～H26		太陽光			風力		中小水力			バイオマス
		10 k W以上	10 k W未満		20 k W以上	20 k W未満	1,000 k W以上	200 k W以上	200 k W未満	固形燃料
							30,000 k W未満	1,000 k W未満		(廃棄物その他)
平成24年度	価格(税抜き)	40.00円	42.00円		22.00円	55.00円	24.00円	29.00円	34.00円	17.00円
	調達期間	20年	10年		20年	20年	20年	20年	20年	20年
平成25年度	価格(税抜き)	36.00円	38.00円		22.00円	55.00円	24.00円	29.00円	34.00円	17.00円
	調達期間	20年	10年		20年	20年	20年	20年	20年	20年
平成26年度	価格(税抜き)	32.00円	37.00円		22.00円	55.00円	24.00円	29.00円	34.00円	17.00円
	調達期間	20年	10年		20年	20年	20年	20年	20年	20年
H27		太陽光			風力		中小水力			バイオマス
		10 k W以上	10 k W未満		20 k W以上	20 k W未満	1,000 k W以上	200 k W以上	200 k W未満	固形燃料
							30,000 k W未満	1,000 k W未満		(廃棄物その他)
平成27年度 【()内は7/1～ の価格・期間】	価格(税抜き)	29円 (27円)	33円	35円	22.00円	55.00円	24.00円	29.00円	34.00円	17.00円
	調達期間	20年 (20年)	10年	10年	20年	20年	20年	20年	20年	20年

1 太陽光発電においては、7/1以降、価格変更となる。

2 北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の需給制御に係る区域において、平成27年4月1日以降に接続契約申込みが受領された発電設備は、出力制御対応機器の設置が義務づけられ、これに該当する発電設備については、「出力制御対応機器設置義務あり」の調達価格が適用される。設置が義務づけられていない場合には、仮に出力制御対応機器を設置したとしても、「出力制御対応機器設置義務なし」の調達価格が適用される。

既存施設におけるFITの適用状況と今後の見通し

- FITは、既存の発電所についても対象となる。
- 公営電気事業は、水力・風力発電所等が中心であり、FITとの相性が良いが、特に施設数の多い水力発電所において、建設後20年以上経過しており、施設の認定基準に適合しない発電施設が多いなどの理由により、他の発電施設と比べ、FITの適用率が低い。
- 水力発電はFITを適用できない事業が多く、料金規制撤廃の影響を受けるおそれがある。

FITは、既設施設も対象となるが、「調達期間 — 既に売電を行った期間」のみが対象となるため（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則より）、20年以上経過した発電施設は対象外。
このほか「水力発電の規模が30,000kW以上」の発電施設も、FIT適用の対象外となる。

H25決算におけるFITの適用状況

		合計	内訳					
			水力	ごみ	スーパー ごみ	ごみ 固形燃料	風力	太陽光
法適用	合計	342	297	0	1	1	10	33
	FIT適用	92	51	0	1	1	7	32
	割合	26.9%	17.2%	—	100.0%	100.0%	70.0%	97.0%
	それ以外	250	246	0	0	0	3	1
	割合	73.1%	82.8%	—	0.0%	0.0%	30.0%	3.0%
非適用	合計	79	6	15	2	0	23	33
	FIT適用	64	2	10	0	0	20	32
	割合	81.0%	33.3%	66.7%	0.0%	—	87.0%	97.0%
	それ以外	15	4	5	2	0	3	1
	割合	19.0%	66.7%	33.3%	100.0%	—	13.0%	3.0%
合計	合計	421	303	15	3	1	33	66
	FIT適用	156	53	10	1	1	27	64
	割合	37.1%	17.5%	66.7%	33.3%	100.0%	81.8%	97.0%
	それ以外	265	250	5	2	0	6	2
	割合	62.9%	82.5%	33.3%	66.7%	0.0%	18.2%	3.0%

※平成25年度 決算統計より

30,000kW以上の水力発電所

都道府県	発電所名	最大出力(kW)
岩手県	岩洞第一発電所	41,000
岩手県	仙人発電所	37,600
群馬県	小平発電所	36,200
神奈川県	相模発電所	31,000
神奈川県	城山発電所	250,000
新潟県	奥三面発電所	34,500
徳島県	日野谷発電所	62,000

固定価格買取制度の運用見直し等について

制度見直しの主旨

固定価格買取制度の運用開始後、再エネ事業者からの売電の申込み(特に太陽光発電)が急速に増加したため、平成26年9月以降、複数の一般電気事業者で回答保留が生じている状況を踏まえ、問題点の整理及び当面講ずべき対応策の検討を行い、以下のとおり運用等の見直しを行うこととした。(関係省令及び告示:平成27年2月15日施行)

その他、小売全面自由化に向けた運用見直しを、現在資源エネルギー庁の有識者会議で行っている。

① 設備認定等の運用見直し

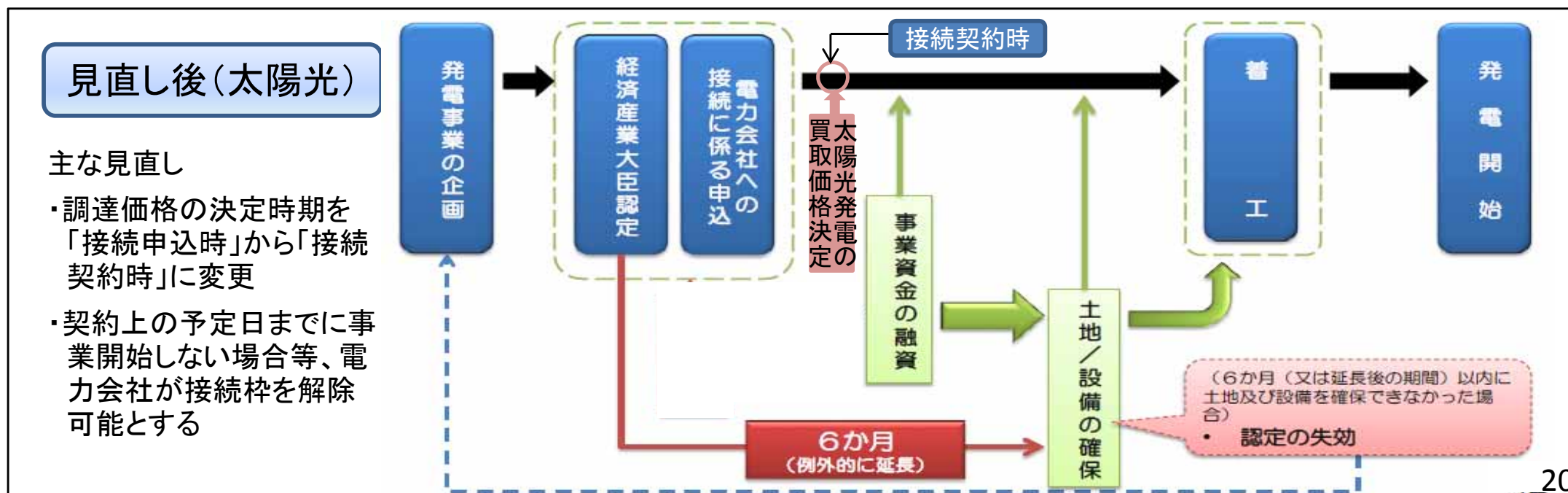
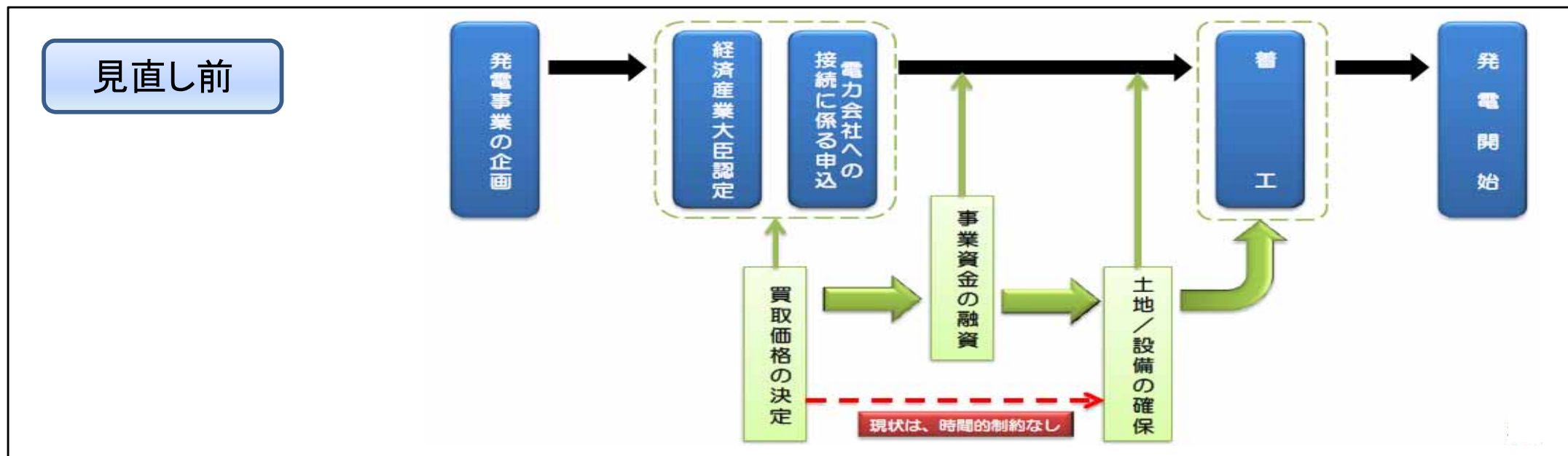
経緯: 調達価格の高い初期に設備認定を受けて接続枠を確保した事業者が、長期間にわたり事業に着手せず、一般電気事業者の接続枠が不足し、新規に参入したい事業者が事業に着手できない事案が散見された。

見直し内容 着色部分は太陽光発電のみに適用される見直し

- ・調達価格の決定時期を「接続申込時」から「接続契約時」に変更
- ・運転開始前に設備の仕様変更を行った場合、変更認定時の調達価格に変更
- ・運転開始後の出力増加に対し、増加部分を別途認定とし、認定時点の調達価格とする
- ・契約上の予定日までに事業開始しない場合等、電力会社が接続枠を解除可能とする
- ・個々の案件情報を地方自治体に提供し、地域トラブル(立地関係)の防止

制度開始初期の方が調達価格が高いことを利用した、駆け込み需要等を防止する目的

認定から事業化までのフロー図(参考)



固定価格買取制度の運用見直し等について

② 出力制御ルールの見直し

経緯： 一般電気事業者の接続枠が不足し、新規に参入したい事業者が事業に着手できない事案が散見されたため、再エネの最大限導入のために出力制御ルール(電気の需要に対し供給多寡となった場合、発電事業者が発電量を抑制させること)を見直すこととした。

主な変更点

	現行の出力制御ルール	見直し後の出力制御ルール
出力制御の対象	500kW以上の太陽光、風力	500kW未満を含む太陽光、風力、バイオマス()
出力制御の上限	年間30日	太陽光360時間／年 風力720時間／年
その他	指定電気事業者制度 年間30日以上出力制御に合意する場合、引き続き電力会社に接続義務を課し、更なる接続を可能とする	指定電気事業者制度 【同左。時間単位で出力制御を可能とする】

この見直しにより、より細かな出力制限が可能となり、接続範囲が拡大。

※ 地域毎の系統状況等を踏まえ、電力会社ごとに出力制御の対象等が若干異なる。

太陽光発電の出力制御については、非住宅用の制御を先行させる。

風力の20kW未満については、指定電気事業者指定された場合を除き、出力制御の対象外。

バイオマスについては、別途細かい出力制御ルールがあり、一部出力制御対象外もある。

各電源の出力制御に関するルールについて

- 省令第6条第1項各号において、出力制御についてのルールが以下のように定められている。しかしながら、同順位となる電源間や、「30日ルール」「360時間ルール」「720時間ルール」「指定電気事業者ルール」のそれぞれの下で接続する発電設備間の出力制御について、一定の運用ルールを定めることが必要ではないか。

【省令等の規定による出力制御等の順番】

出力制御等の順番

- 再生可能エネルギーの出力制御の回避措置
 - ・火力発電設備(化石燃料混焼バイオマスを含む)について、安定供給上必要な限度まで出力制御
 - ・揚水式水力発電設備の揚水運転の実施

- バイオマス専焼発電設備

- 地域型バイオマス発電設備(出力制御が困難なものを除く)

- 電気の取引の申込み

- 太陽光発電設備(10kW以上)
 - ・30日ルール対象
 - ・360時間ルール対象
 - ・指定電気事業者ルール対象

- 太陽光発電設備(10kW未満)
 - ・360時間ルール対象
 - ・指定電気事業者ルール対象

- 風力発電設備
 - ・30日ルール対象
 - ・720時間ルール対象
 - ・指定電気事業者ルール対象(現時点で風力発電についての指定は行われていない。)

出力制御の対象外

- 地熱発電設備、水力発電設備
- 改正前のルールが適用となる500kW未満の太陽光発電設備、風力発電設備
- 地域型バイオマス発電設備(出力制御が困難な場合。但し、需給調整が困難な緊急時を除く。)

2 - 1 公営ガス事業の概要

公営ガス事業の沿革と目的

初期

- 明治9年、東京府が東京会議所からガス灯事業を引き継ぐ。

電気の普及に伴い照明用としてのガスの役割は後退し、主に家庭での厨房等の燃料用としての比重が高まっていく。

ピーク

- 昭和30年代中頃から国産天然ガスの開発が進むにつれ、公営ガス事業数は急速に増加し、昭和50年から52年のピーク時は75事業となった。

現在

- 天然ガス等による高カロリー化に伴う将来必要となる設備投資等が多額であること等を理由とする民間譲渡や、市町村合併に伴う公営ガス事業者の統合により、公営ガス事業者は減少してきている。

ガスの供給事業は、主に民間事業者によって行われているが、公営ガス事業は、主に民間事業者が進出していない地域やパイプラインの通過地域において、導管により地域住民にガスを供給している。

ガス事業等の分類

データは2013年3月時点

	一般ガス事業(都市ガス)	簡易ガス事業	プロパンガス販売事業
根拠法令	ガス事業法	ガス事業法	液石法
事業内容	一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業 (法2条1項) (注1)	一般の需要に応じ簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する事業で、団地内における供給地点が70以上(法2条3項)	液化石油ガス(プロパンガス等)を一般消費者に販売する事業で、ガス事業に該当しないもの (LPG法2条3項)(注1)
事業数 (うち公営)	209 (29)	1,452 (8)(注2)	21,052
販売比率(注3)	65.0%	0.7%	34.3%
需要家数	約2,900万件(53%)	約140万件(3%)	約2,400万件(44%)
参入規制	許可 (法3条)	許可 (法37条の2)	登録 (LPG法3条)
料金規制	認可 (法17条) 引き下げの場合は届出 (法17条4項)	認可 (法37条の7で準用する17条) 引き下げの場合は届出(法17条4項)	規制なし
事業廃止	許可 (法13条)	許可 (法37条の7で準用する13条)	届出 (LPG法23条)

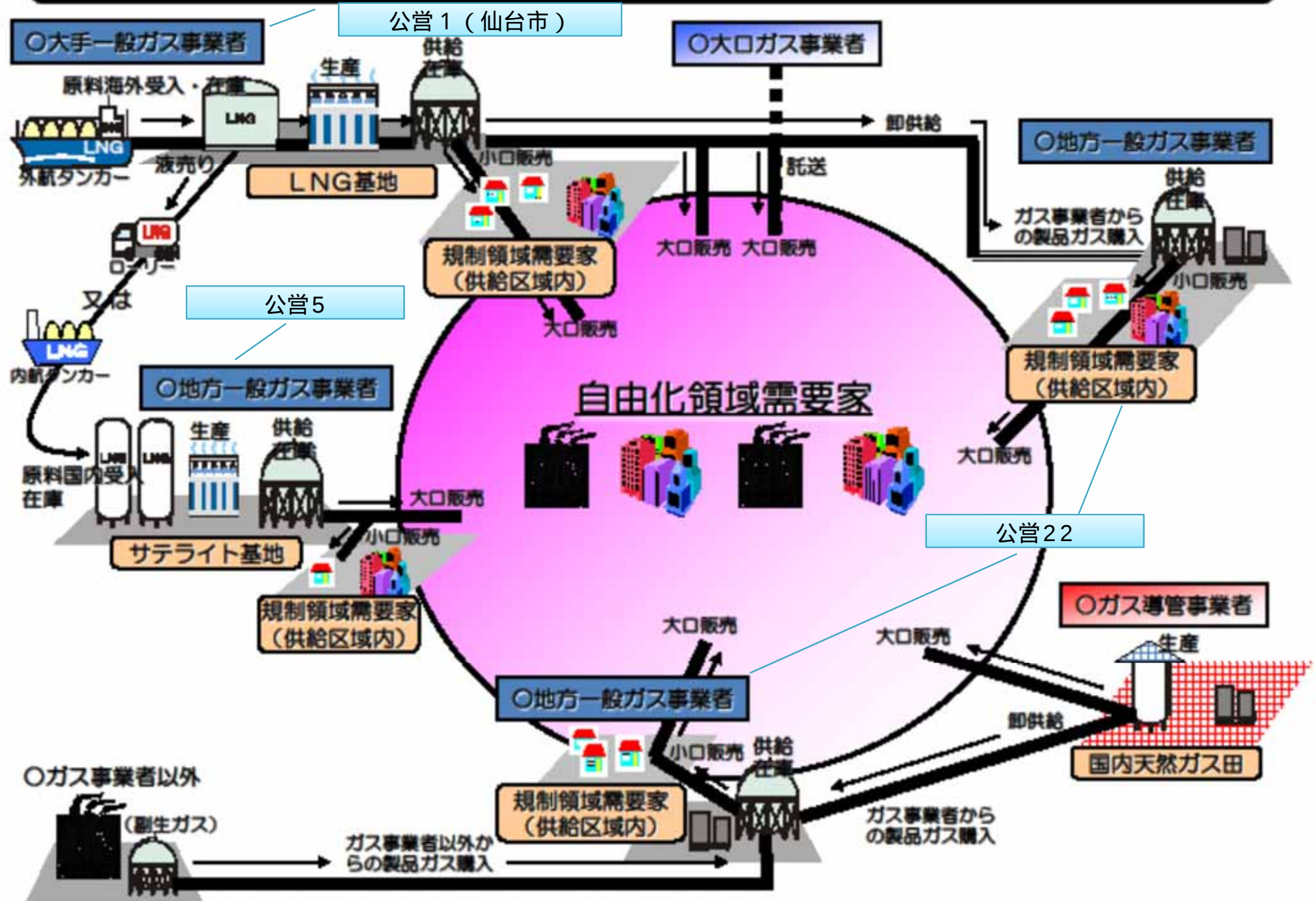
注1:法・・・「ガス事業法」LPG法・・・「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」

注2:簡易ガス事業における公営ガス事業は、一般ガス事業と併せて実施している団体であり、公営一般ガス事業者28に含まれる。

一般ガス事業、簡易ガス事業及びプロパンガス販売事業はH25.3末現在。

注3:販売比率は、販売量を熱量ベースで換算して算出。

ガス事業におけるガスの流れ（概要）



ガス事業 実施団体一覧

平成26年3月現在

都道府県名	団体名
北海道	長万部町
宮城県	仙台市
	気仙沼市
秋田県	男鹿市
	由利本庄市
	にかほ市
山形県	庄内町
群馬県	富岡市 (※H29.4.1で民間譲渡予定)
	下仁田町
千葉県	東金市
	習志野市
	大網白里市
	九十九里町
	白子町
	長南町
新潟県	長岡市 (※H26.4.1で民間譲渡)
	柏崎市 (※H30で民間譲渡予定)
	小千谷市
	見附市
	糸魚川市
	妙高市
	上越市
	魚沼市
石川県	金沢市
福井県	福井市
滋賀県	大津市
島根県	松江市
山口県	宇部市 (※H26.4.1で民間譲渡)
合計	28

公営ガス事業数の推移と民間譲渡の状況

事業数の推移

年度	事業数	対前年
H4	72	
H5	72	0
H6	72	0
H7	71	▲ 1
H8	71	0
H9	71	0
H10	70	▲ 1
H11	69	▲ 1
H12	69	0
H13	64	▲ 5
H14	61	▲ 3
H15	58	▲ 3
H16	47	▲ 11
H17	37	▲ 10
H18	34	▲ 3
H19	34	0
H20	34	0
H21	32	▲ 2
H22	30	▲ 2
H23	30	0
H24	29	▲ 1
H25	28	▲ 1

民間譲渡の状況

平成26年4月1日現在

事業者名	譲渡日	譲渡先	事業者名	譲渡日	譲渡先
美原町 (大阪府)	S40.4.1	大阪ガス(株)	小須戸町 (新潟県)	H16.4.1	越後天然ガス(株)
羽曳野市 (大阪府)	S42.11.1	大阪ガス(株)	西川町 (新潟県)	H16.4.1	蒲原ガス(株)
村上市 (新潟県)	S52.11.18	村上ガス(株)	篠山市 (兵庫県)	H16.4.1	篠山都市ガス(株)
旭市 (千葉県)	H2.7.21	総武ガス(株)	城崎町 (兵庫県)	H16.10.1	豊岡エネルギー(株)
成東町 (千葉県)	H7.2.1	大多喜ガス(株)	長野県	H17.4.1	長野都市ガス(株)
千歳市 (北海道)	H9.6.1	北海道ガス(株)	吉田町 (新潟県)	H17.4.1	蒲原ガス(株)
松山市 (愛媛県)	H10.10.1	四国ガス(株)	分水町 (新潟県)	H17.4.1	蒲原ガス(株)
三木市 (兵庫県)	H12.10.1	大阪ガス(株)	燕市 (新潟県)	H17.6.1	白根ガス(株)
山形県 (山形県)	H13.3.31	庄内中部ガス(株)	北見市 (北海道)	H18.4.1	北海道ガス(株)
秋田市 (秋田県)	H13.4.1	東部ガス(株)	四街道市 (千葉県)	H18.4.1	千葉ガス(株)
天理市 (奈良県)	H13.4.1	大阪ガス(株)	越前市 (福井県)	H18.10.1	越前エネライン(株)
中津市 (大分県)	H13.4.1	伊藤忠燃料(株)(現、伊藤忠エネクス(株))	桑名市 (三重県)	H20.4.1	東邦ガス
西脇市 (兵庫県)	H13.7.1	伊丹産業(株)	久留米市 (福岡県)	H21.4.1	久留米ガス
中条町 (新潟県)	H13.10.1	新発田ガス(株)	長岡市 (新潟県)	H21.10.1	北陸ガス(株)
鴻巣市 (埼玉県)	H14.4.1	東京ガス(株)	藤岡市・高崎市ガ ス企業団 (群馬県)	H23.4.1	東京ガス(株)
能代市 (秋田県)	H14.10.1	のしろエネルギーサービス(株)	福知山市 (京都府)	H25.4.1	伊丹産業(株)
新潟市 (新潟県)	H15.4.1	北陸ガス(株)	長岡市 (新潟県) ※旧川口町分	H26.4.1	北陸ガス(株)
佐賀市 (佐賀県)	H15.4.1	佐賀ガス(株)	宇部市 (山口県)	H26.4.1	山口合同ガス(株)
白根市 (新潟県)	H16.4.1	白根ガス(株)			

2 - 2 公営ガス事業の経営状況

公営ガス事業の経営の状況

- 公営ガス事業者は、その大半が別のガス会社からの卸供給を受け、小売を実施しているほか、一部は自らがLNG(液化天然ガス)を輸入し、ガスの製造を行って小売を実施している。
- また、公営ガス事業者においては、小口利用者(一般家庭)に対する小売とあわせて工場等に対しての大口供給を実施している団体が多い。
- 公営ガス事業者は、ガス導管を設置・維持・管理し、小売事業を行っており、許可された供給区域内において小口利用者に対し独占的にガスを供給している。ガス料金については、総括原価方式()に基づく料金設定を行っている。
総括原価方式による料金算定方法=営業費用+事業報酬-控除収益(ガス料金以外の収入)
- 平成22年度までの目標とされていた、天然ガス等による高カロリー化に伴う多額の経費の影響により、平成12年から平成25年の14年間で28事業が民間譲渡しており、現在の公営ガス事業者においても経営に影響を残している。

今後の状況

- ガスシステム改革により小売全面自由化及び料金規制の撤廃。



他の民間業者との競争に基づく価格でガス供給を実施することに。

公営ガス事業の損益の状況(平成25年度決算)

- 全事業を合計して見ると、**純損益、経常損益ともに黒字**を計上。
- 個別に見ると、**純損失**を生じている団体が**5団体**、**不良債務**を有する団体が**1団体**あるが、電気事業と同様、総じて**経営状況は安定**している。
- なお、純損失を生じた要因としては、原材料費の高騰などがある。
- 不良債務は、山口県宇部市において民間譲渡の過程で生じたものであり、来年度には解消されるものである。

総収益	103,064
経常収益	102,954
営業収益	101,533
" (受託工事収益除く)	98,836
うち料金収入	95,573
うち他会計負担金	0
他会計補助金	368
国庫(県)補助金	0
特別利益	110
総費用	101,084
経常費用	100,920
営業費用	98,353
うち職員給与費	8,254
うち減価償却費	12,644
うち原料費及購入ガス費	61,732
支払利息	2,236
特別損失	164

(単位: 百万円)

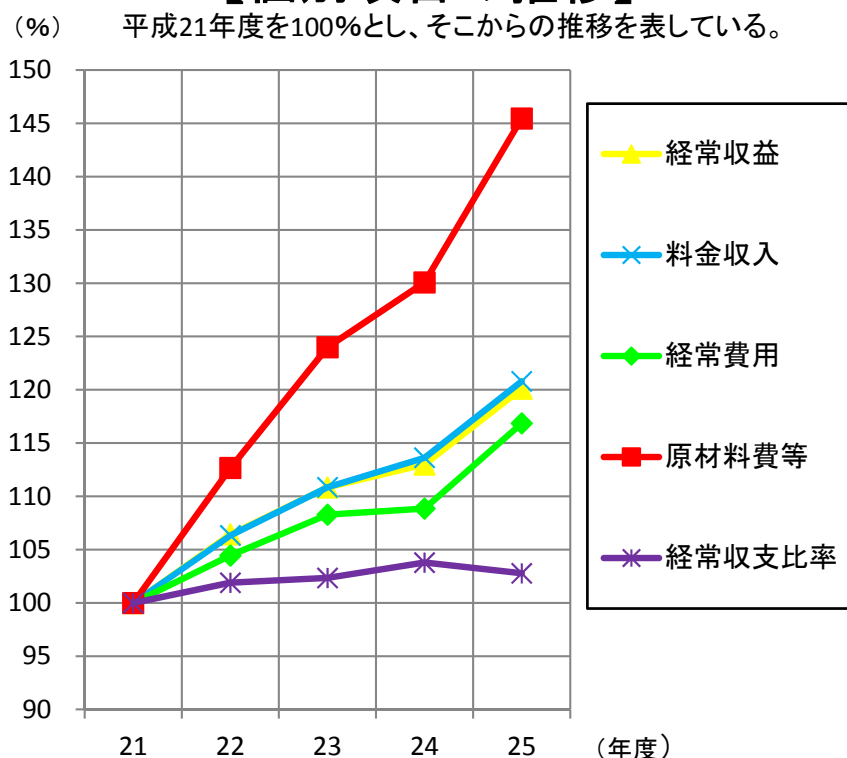
経常損益	2,034
経常利益(23団体)	3,092
経常損失(5団体)	1,058
特別損益	△55
純損益	1,979
純利益(23団体)	3,151
純損失(5団体)	1,172
累積欠損金(11団体)	47,616
不良債務(1)	1,463
経常収支比率	102.0
総収支比率	102.0

公営ガス事業の損益の状況(H21～25、特定被災地方公共団体以外)

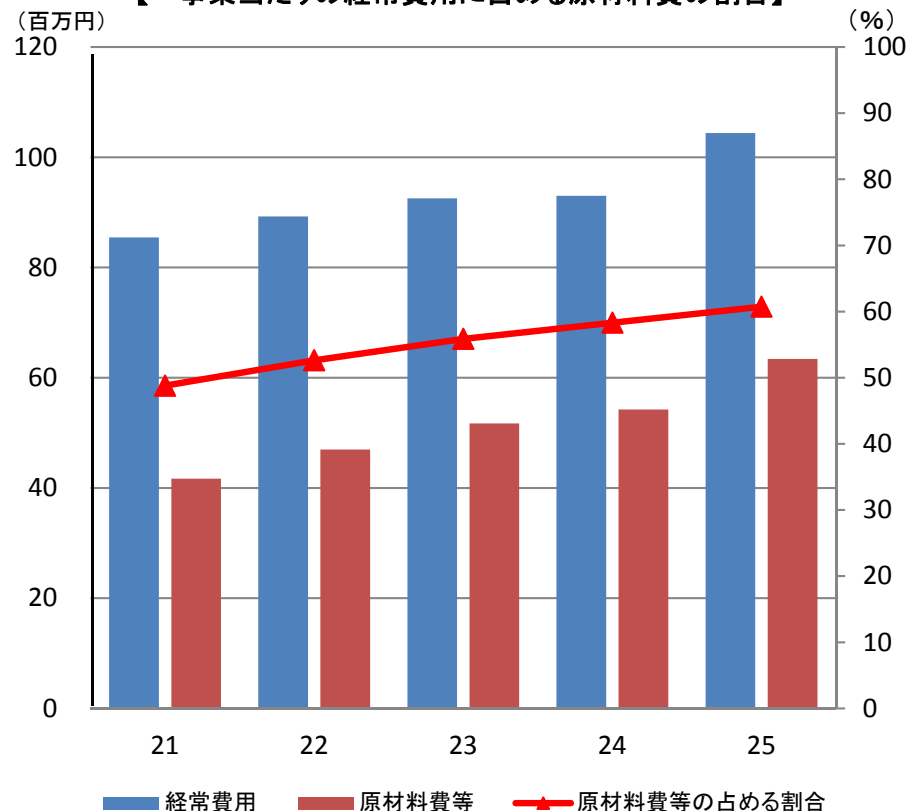
- 経常損益において、過去5年間黒字を計上しているが、黒字額については**原材料費の増加等**により、**平成24年から平成25年にかけては減少**。
- 電気事業と同様に料金算定に**総括原価方式**が用いられており、基本的に経営は安定。
- ただし、経常費用の**約6割**を占める**原材料費**は原油価格・為替等により**短期間で大きく変動**することがあり、ガス料金にただちに反映できず経営状況に影響を与えることがある。

(特定被災地方公共団体の経営状況は次ページ)

【個別項目の推移】



【一事業当たりの経常費用に占める原材料費の割合】



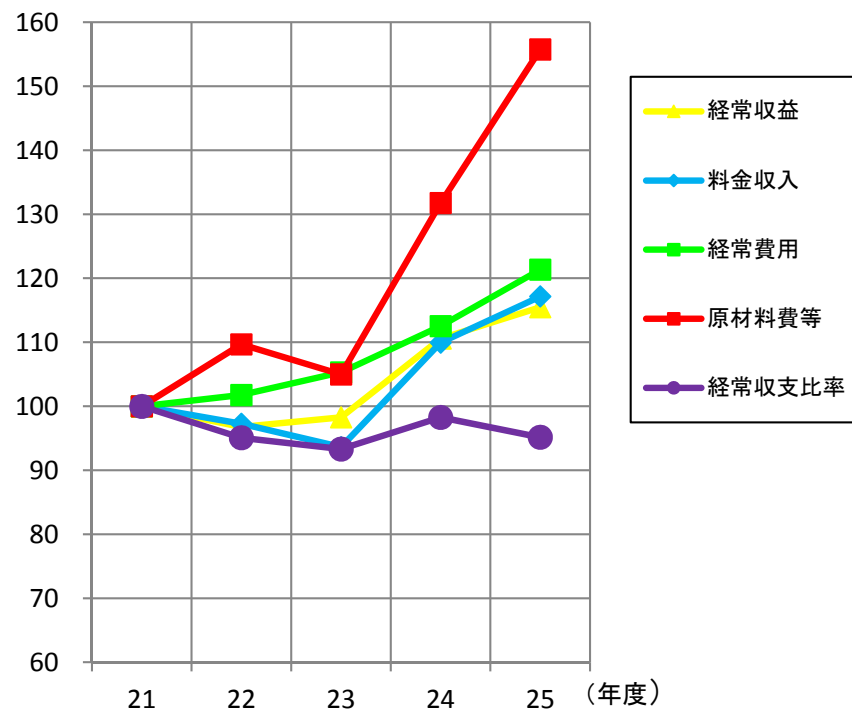
公営ガス事業の損益の推移 (H21～25、特定被災地方公共団体)

- 平成24年度は震災からの復旧によるガスの供給量の増加等により、**経常損益**において**震災前の水準に回復した**。
- 平成25年度は東日本大震災による影響はみられないが、燃料費の高騰に伴い、原材料費及び購入ガス費が増加したため、特定被災地方公共団体全体で**10.5億円**の**赤字**が生じた。

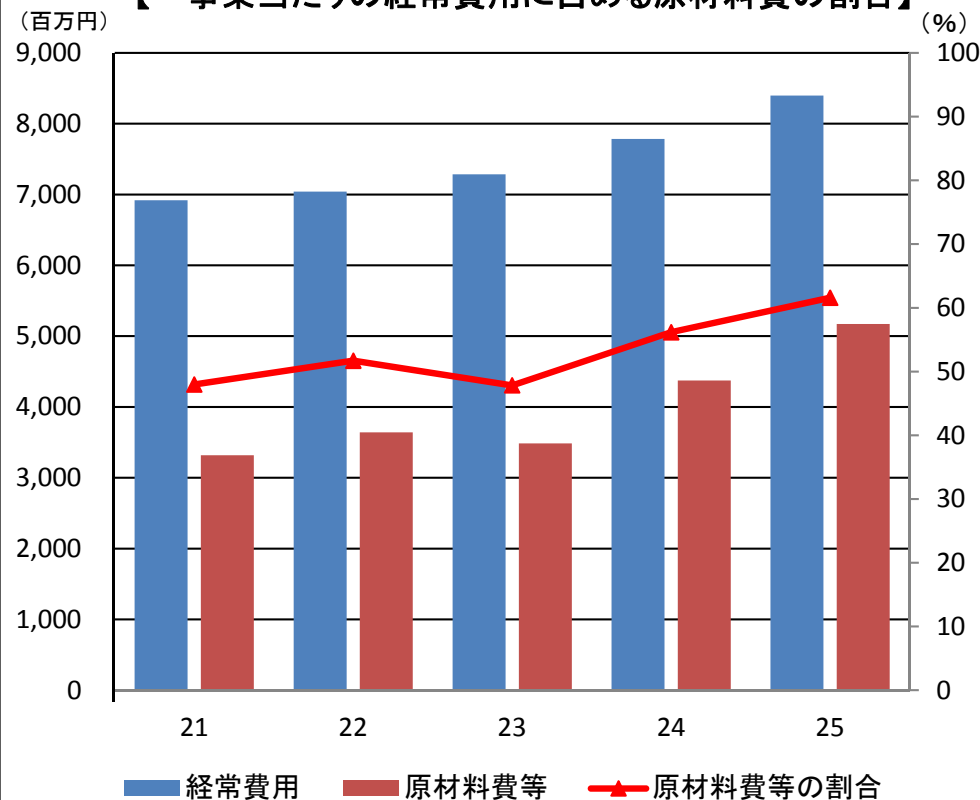
※特定被災地方公共団体: 仙台市、気仙沼市、習志野市、大網白里市、九十九里町、白子町

【個別項目の推移】

(%) 平成21年度を100%とし、そこからの推移を表している。



【一事業当たりの経常費用に占める原材料費の割合】



3 電力・ガスシステム改革への対応について

電力システム改革への対応

電力システム改革の概要

東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、電力料金の値上げや需給ひっ迫下での需給調整等、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになったことを踏まえ、電力の安定供給の確保、電気料金の最大限抑制、需要家の選択枝や事業者の事業機会拡大を掲げ、この目的の下で、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3本柱からなる改革を行うこととした。(電力システムに関する改革方針(2013年4月2日閣議決定))

改革実施の工程

第1弾改正 (2013年臨時国会で成立)

広域的運営推進機関の設立
プログラム規定

等

第2弾改正 (2014年通常国会で成立)

小売全面自由化
一般電気事業制度の見直しに伴う各種関連制度整備

第3弾改正 (2015年通常国会で成立)

送配電部門の法的分離
法的分離に必要な各種ルール(行為規制)の制定

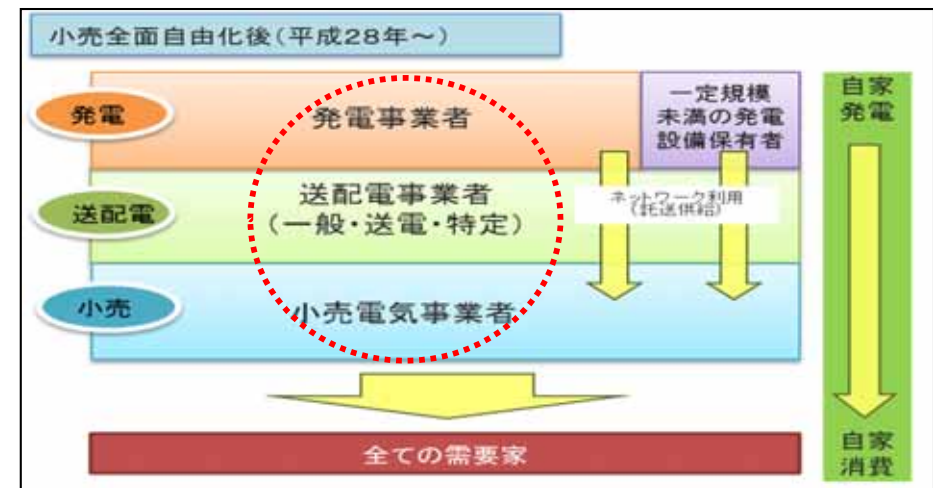
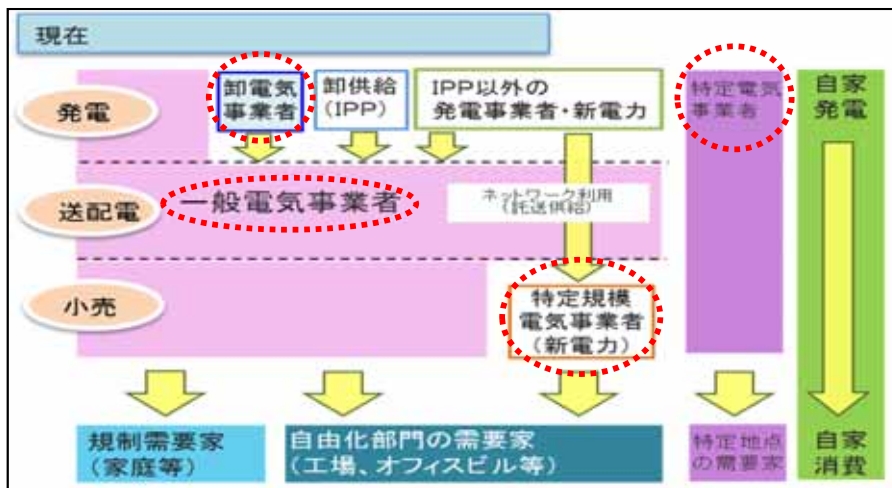
電力システムに関する改革方針: 2013年4月2日閣議決定

広域的運営推進機関設立: 2015年4月1日

小売参入の自由化: 2016年4月1日施行

送配電部門の法的分離: 2020年に実施

電気事業の類型の見直し(赤点線囲みが「電気事業」)



○前回WGにおける意見を踏まえ、主に自家発自家消費のために発電設備を維持・運用する事業者に一定の配慮措置を講ずる観点から、以下の3つの要件のいずれをも満たす発電設備(系統への連系点単位で捕捉。以下同じ。)について、発電設備ごとの託送契約上の同時最大受電電力(同時に逆潮流可能な電力の値)を事業者単位で合計し、その値が1万kWを超える事業者を発電事業者とすることとしてはどうか。

①当該発電設備の発電容量(kW)に占める託送契約上の同時最大受電電力(kW)の割合が5割を超えること(※)。[P.5参照]

※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えること。

②当該発電設備の年間の発電電力量(kWh)(所内消費量等を除く)に占める系統への逆潮流量(kWh)(特定供給等を除く。)の割合が5割を超えることが見込まれること(※)(自家発自家消費率が5割以下であると見込まれること。)。[P.6参照]

※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えることが見込まれること。

③当該発電設備の発電容量が1000kW以上であること。[P.7参照]

○なお、こうした要件に該当しない電源であっても、系統に接続しており、かつその発電設備の発電容量が1000kW以上である場合には、特定自家用電気工作物(以下「特定自家発」という。)に該当することになり、国による供給勧告の対象となりうることから、安定供給確保に大きな支障はないものと考えられる。

要件①

託送契約上の
同時最大受電電力
発電設備の発電容量 $> 50\%$

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

要件②

系統への逆潮流量－特定供給等分
総発電量－所内消費量 $> 50\%$

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

要件③

発電設備の発電容量 $\geq 1000\text{kW}$

※なお、ある発電設備が要件①～③を満たすかどうかを判断するにあたっては、系統への連系点単位で判断する。

これら3つの要件をいずれも満たす発電設備のみについて、その同時最大受電電力の値を事業者単位で合計し、1万kWを超えるかどうかを確認する。

改正電気事業法 抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十三 (略)

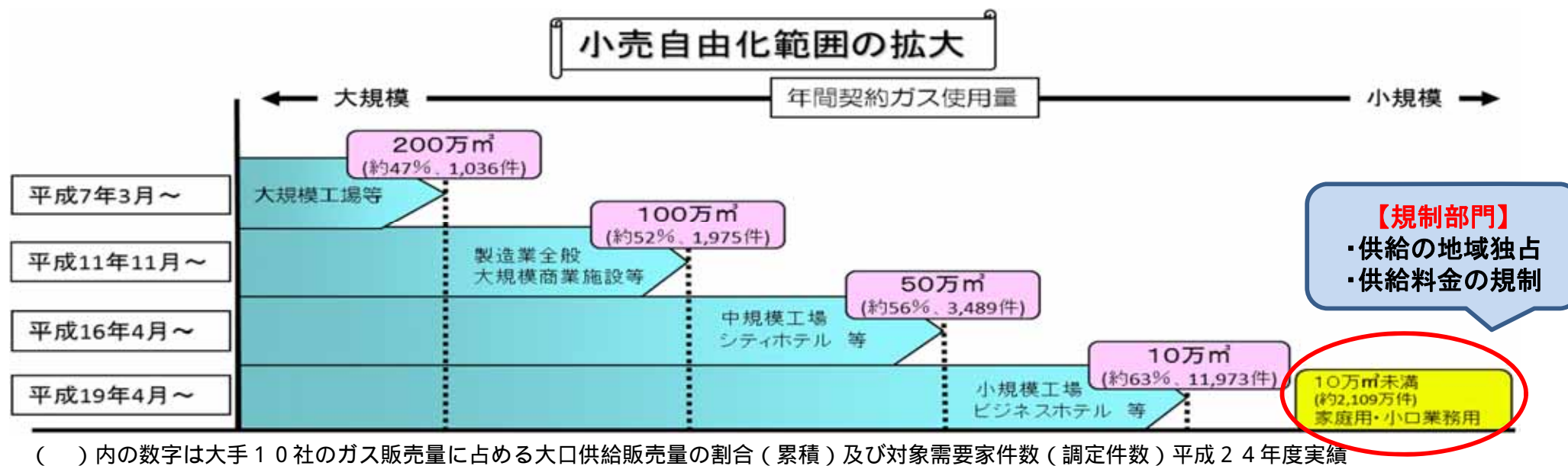
十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十八 (略)

ガスシステム改革への対応

ガスシステム改革の概要

電力システム改革と相まって、ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、小売全面自由化及びガス導管部門の中立化等について検討が行われ、平成27年度通常国会に「電気事業法等の一部を改正する等の法律(※)」を提出。同国会で可決・成立。※「電気事業法等の一部を改正する等の法律」は東電法であり、ガス事業法改正も含まれている



ガス事業法改正による主な措置

- 全ての小売の地域独占を撤廃し、料金規制を原則廃止。
 - ガス事業の類型見直しと小売についてライセンス制(許可制→登録制)への移行。
 - 需要家が特に多い大規模導管を持つ大手3社(東京・大阪・東邦)については、中立性を高めるため、小売部門とガス導管部門を法的分離する。
- ⇒ 平成29年目処に施行
- ⇒ 平成34年4月1日施行

電力・ガスシステム改革が公営電気・ガス事業者に与える影響

電力システム改革の影響

- ・ 現在、公営電気事業は総括原価方式に基づく価格で一般電気事業者及び新電力に卸供給を行っているが、電力システム改革の一環である卸規制の撤廃により総括原価方式が廃止され、他の民間事業者との競争に基づく売電価格による電力供給を行わなければならないため、経営状況に影響をあたえるおそれがある。
- ・ 電気事業の類型が抜本的に見直され、それぞれの事業の要件は今後経済産業省令で定められることとされているが、事業の要件改正に伴い、現在、法非適用の公営電気事業者（電気事業法の電気事業者ではないが売電を行っている）の一部が、電気事業法上の電気事業を行っていることとなり、法適用の公営電気事業者になることが想定され、条例、会計制度等の変更が必要となる。
なお、経済産業省令の策定にあわせて、各地方公共団体に上記内容の通知を発出予定。

ガスシステム改革の影響

- ・ 現在、公営ガス事業は総括原価方式に基づく価格で一般家庭及び事業者等にガスの供給を行っているが、ガスシステム改革の小売全面自由化及び料金規制の撤廃により、他の民間事業者との競争にさらされることとなるため、経営状況に影響をあたえるおそれがある。